平成２２年（フ）第１４３７号
福岡県糟屋郡志免町片峰３丁目５番７号
債務者　中尾　友亮
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４５４号
福岡市中央区六本松１丁目１番５号
債務者　成吉　貴久（旧姓三舟）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５３６号
福岡市南区長丘３丁目７番11号
債務者　山口　宏之
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６５号
福岡市南区老司２丁目19番30―103号
債務者　華ラーメンこと　薮　　養子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８７号
福岡県福津市宮司５丁目１番28号グレース福津202号
債務者　田中　誠太
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８８号
福岡県福津市宮司５丁目１番28号グレース福津202号
債務者　田中　亜衣
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９９号
鹿児島市郡元２丁目９番20号　ラフォーレＡ102号
債務者　田中　　亮
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１４号
福岡市博多区博多駅南５丁目23番７号
債務者　角　　律子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１８号
福岡市南区横手４丁目14番11―703号
債務者　荒木　朱実
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１９号
福岡市南区横手４丁目14番11―703号
債務者　荒木孝一郎
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２２号
福岡県大野城市大字牛頸64番地
債務者　深見　知子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３０号
福岡市西区内浜２丁目５番２―102号
債務者　藤木　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３３号
福岡市西区十郎川団地３番206号
債務者　奥山　和人
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３４号
福岡市西区十郎川団地３番206号
債務者　奥山　初子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６５号
福岡市博多区博多駅南５丁目26番43―101号
債務者　轡田　功一
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７１号
福岡市東区箱崎１丁目26番43号
債務者　岩田　昭一
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７４号
福岡市城南区荒江団地22番205号
債務者　天本　貴子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７６号
福岡市東区多の津５丁目16番27―615号
債務者　花田　正彦
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部